

# リース取引と課税：所得課税および資産課税を中心に

野口, 浩

<https://hdl.handle.net/2324/1441017>

---

出版情報：九州大学, 2013, 博士（法学）, 課程博士  
バージョン：  
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）

氏 名 : 野口 浩

論文題名 : リース取引と課税 - 所得課税および資産課税を中心に -

区 分 : 甲

## 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、わが国のリース取引に係る課税制度の問題点に対して、企業会計の制度および米国の判例等から示唆を得て、解釈論および立法論を展開するものである。本論文は、第1編と第2編の二部構成である。まず、第1編の第1章から第3章において、リース取引に係る所得課税の研究を行い、第2編の第1章および第2章において、リース取引に係る資産課税の研究を行う。なお、リース取引に係る賃貸人に対する所得課税の研究を補うために、第1編第3章補論という形で、リース取引以外の代表的な賃貸借取引であるレバレッジド・リース取引に係る所得課税の考察を行う。

第1編第1章では、リース取引の経済的実態を明らかにし、税法におけるリース取引の定義規定がそれに合ったものとなっているか、という考察を行う。考察の結果、わが国のリース取引の定義規定の1つであるフルペイアウト要件は、「貸借人が支払う賃借料の金額の合計額がその資産の取得のために通常要する価額のおおむね100分の90に相当する金額を超える場合」となっているが、これが同取引の経済的実態に合っていないことを明らかにする。そこで、米国の会計基準によるリース取引の定義規定および米国の判例から示唆を得て、フルペイアウト要件を、「・・・その資産の取得のために通常要する価額を超える場合」とする方が、同取引の経済的実態に合っているとする立法論を展開する。

第1編第2章では、リース取引に係る賃借人に対する所得課税について考察を行う。考察の結果、減価償却制度の改正により、資産の所有者および所有権移転型リース取引に比べて、所有権移転外リース取引は、損金または必要経費算入の時期が遅くなったことを明らかにする。そこで、両者のリース取引の経済的実態が同じであるならば、賃借人に対する所得課税も同様の取扱いを行うべきであるとする提言を行う。また、この問題点の本質は減価償却制度にあることから、減価償却費控除の要件を検討する。その結果、所有権の取得は、必ずしも減価償却費控除を行うために必要な要件では無いことを明らかにする。

第1編第3章は、リース取引に係る賃貸人の所得課税について考察を行い、問題点を2つ指摘する。1つは、現行課税制度の下では、リース取引に関する会計基準の適用指針に従って適正に算出された収益の額および費用の額が、益金の額および損金の額に算入されない虞がある点である。そこで、「リース取引に関する会計基準の適用指針に従った会計処理を、政令で定める延払基準の方法により経理したときとみなす」とする内容等を税法において規定することで、それらの額が益金の額および損金の額に算入されるとする立法論を提言する。もう1つの問題点は、リース料債権を含む金銭債権の部分貸倒れの問題である。わが国の多数説および判例（最判平成16年12月24日民集58巻9号2637頁）は、部分貸倒れを評価損と捉えて、法人税法22条3項3号の損失として損金の額に算入することはできないとする立場を採っている。しかし、債権の部分貸倒れは、評価損ではなく損益取引に基づく損失であるとし、それを営業活動に基づく損失として認める方が、リー

ス取引の経済的実態に合った処理となると主張する。

第1編第3章補論は、まず、平成17年度改正が、組合事業について相応のリスクを負っておらず、同事業への関与が低い組合員が行うレバレッジド・リース取引から生じる損失を規制したことについての是非を検討する。検討の結果、組合を用いたとしても、全てのリスクを回避できるものではないため、同改正は妥当ではないと結論付ける。次に、同補論においては、課税要件がいまいである法人税法64条の2第2項におけるセール・アンド・リースバックに対する規定の解釈を行う。

第2編第1章では、リース取引に係る固定資産税の納税義務者について検討を行う。償却資産を対象としたリース取引に係る固定資産税を貸主もしくは借主のどちらが負担するのか、ということについては、税法の明確な定めが存在していないため、実務上において混乱が生じている。よって、この問題を解決すべく、固定資産税の性質、米国の判例および所有権留保付売買に係る固定資産税の取扱いを考察する。その結果、原則として、償却資産を対象としたリース取引は、貸主に固定資産税を課すべきであるが、リース契約上、リース物件の所有権が最終的に借主に移転することとされている取引は、借主に固定資産税を課することが妥当であると結論付ける。

第2編第2章では、リース取引に係る賃借人に相続が開始した場合、同取引に係る財産と債務をどのように評価すべきか、ということ考察する。財産評価に関して参考とすべき農地売買の事例の考察から、リース物件は、財産評価基本通達により評価すべきであり、リース債務は、リース物件に係る財産評価額×残りのリース料債務÷リース料総額で求める方法等を用いて評価すべきであるとする提言を行う。

本論文は最後に、リース取引はわが国に導入されて約50年が経つが、その課税制度にはいくつかの問題点が未だ存在しており、本論文が解釈論の発展や今後の立法整備などに寄与するとすれば、同取引は設備投資を行う際の手段として今よりも使いやすいものとなり、投資に積極的な企業も増えるだろうと述べる。